

令和3年度 アドベンチャートラベル人材育成事業  
(冬のATスルーガイドセミナー開催事業)を公募します

本年9月、「ATWS 北海道／日本」がバーチャル（オンライン）で開催され、国内事業者の多くが参加、期間中は海外バイヤーと商談会の他、リアル開催時に予定していたコースのデジタルブローシャー、更にはこの時期に合わせたPSAコースの商品をエリア別に分けて動画を撮影し、放映する等を行った。

一方、北海道の魅力でもある「冬季商品」については発表する機会がなく、国内事業者の多くも商品造成はこれから、またATガイドにおいてもイメージが湧いていない可能性があり、今後、海外のATトラベラーを通年で誘客する為の準備として課題は多い。

本セミナーは、この課題取組に向け、これまで実施してきたグリーン期の内容とは異なる「冬のAT」をクローズアップし、「冬のAT商品とは？」から「スルーガイドの業務」「冬のAT商品動画」等を通じ、参加者に冬のATガイディングへのイメージ、またスキルアップを目的とした事業を実施する。

記

1. 事業名 令和3年度 アドベンチャートラベル人材育成事業(冬のATスルーガイドセミナー開催事業)

2. 事業目的

これまでは、「ATの基礎的な知識から、ATWS採択コースのガイドを担う方への実践的なもの」を中心に実施してきたが、本セミナーは、現状の課題取組に向け、グリーン期の内容とは異なる「冬のAT」をクローズアップし、「冬のATとは？」から「スルーガイドの業務」「冬のAT商品動画」等を通じ、参加者に冬のATガイディングへのイメージ、またスキルアップを目的とした事業を実施する。

3. 応募方法

募集要項を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

11月15日（月）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載  
11月19日（金）：事業説明会（オンライン）  
11月26日（金）：企画提案参加表明期限  
12月10日（金）：企画提案書の提出期限  
12月14日（火）：審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）  
12月中旬：委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階 北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人北海道観光振興機構  
AT推進本部 事業部 TEL 011-206-6951  
澤 康幸 y\_sawa@visithkd.or.jp

以上

**令和3年度 アドベンチャートラベル人材育成事業  
(冬のATスルーガイドセミナー開催事業) 企画提案募集要領 (企画提案指示書)**

**1. 目 的**

これまでは、「ATの基礎的な知識から、ATWS採択コースのガイドを担う方への実践的なもの」を中心に実施してきたが、本セミナーは、現状の課題取組に向け、グリーン期の内容とは異なる「冬のAT」をクローズアップし、「冬のATとは？」から「スルーガイドの業務」「冬のAT商品動画」等を通じ、参加者に冬のATガイディングへのイメージ、またスキルアップを目的とした事業を実施する。

**2. 事業実施主体及び事業実施方法**

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

**3. 企画提案応募条件等**

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

(4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

**4. 契約方法等**

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

**5. 委託事業費（上限）4,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）**

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

**6. 委託期間及び業務スケジュール**

(1) 委託期間：契約締結日から～令和4年2月28日（月）まで

(2) 業務スケジュール

11月15日（月）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載

11月19日（金）：事業説明会（オンライン）

11月26日（金）：企画提案参加表明期限

12月10日（金）：企画提案書の提出期限

12月14日（火）：審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

12月中旬：委託事業者決定、契約締結、事業の実施

(3) 業務完了日

令和4年2月28日（月）までに事業を終了し、事業実施報告書を作成・提出すること。

**7. 業務委託内容（企画提案事項）**

(1) セミナーの運営・実施

「冬のATとは？」を参加者に周知する為に、冬のAT商品を動画で放映してイメージを持たせ、更

に講師を招聘して「スルーガイドにおけるガイドイングの心得」等を講義していただき、冬の AT ガイドを実施する際のイメージ、またスキルアップを目的とした内容で実施する。

※開催日は、「令和 4 年 1 月 28 日（金）」とすること。

※セミナーは「オンライン」で実施し、後日、都合で参加出来なかった方向けに配信する為の録画・編集を行うこと。

※オンラインで実施する為、通信環境・音響設備が整っている場所で行うこと。

※実施にあたり、司会者をたてること。

※冬の AT に精通したガイドを講師として招聘し、講義していただくこと。

※冬の AT 商品の動画を撮影し、放映すること。（詳細は（2）参照）

※幅広く参加者を募る為、デジタルパンフレット等を作成し、参加者に周知する為の告知を行うこと。

※セミナーにおける「最低及び最大人数」の目標設定をすること。（最低 100 名以上）

※参加対象は、スルーガイド、AT ガイド、自治体、旅行会社、AT ガイドに興味のある事業者または個人の方とすること。

## （2）冬の AT 商品の動画撮影・準備

ATWS 開催時に放映した動画は、海外バイヤーからも日本を深く知り、また日本を知るきっかけとなったと高く評価をいただいた。しかし、冬の AT 商品は未だ P R 出来ておらず、更にスルーガイドを目指す参加者の中には、冬の AT のイメージを持たれていないことも想定される。

その為、「海外バイヤーに向けた P R」と「スルーガイドを目指す方に向けたイメージ映像」を目的とした動画を撮影していただくこととする。（流用も可とする）

※冬の北海道内の AT 商品を動画撮影すること。

※動画は、「3 分程度・1 本」を提出すること。

昨年度事業で制作した動画（イメージ）を添付するので、参照のこと。

尚、この動画については、セミナー時にも放映すること。（総集編のみ）

[https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdlak\\_M9m8t0Tgz2SDp7t0cu](https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdlak_M9m8t0Tgz2SDp7t0cu)

※本事業で撮影した動画については、観光機構が権利を有するものとする。

## 8. 企画提案に係る手続き

### （1）提出物

#### ①企画提案書（※見積書含む）

A4 サイズ 5 部（社名あり 1 部、社名なし 4 部）

※審査上 具体的な企業名・氏名がわからないようにふせて作成すること。

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記 7 の（1）～（2）に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

#### （ア）企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。（A4 用紙 1 枚程度）

#### （イ）実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

#### （ウ）事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

なお、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないでください。

#### （エ）業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

（2）提出期限 令和 3 年 12 月 10 日（金） 16：00 （※期限厳守）

（3）提出場所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁 9 階 北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人北海道観光振興機構  
AT 推進本部 事業部 澤 康幸 宛

#### （4）提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

## 9. 事業説明会

事業内容について、説明会を開催します。参加希望の方は、11 月 18 日（木）16：00 までにメールで連絡すること。

担当：澤 y\_sawa@visithkd.or.jp  
日時：令和3年11月19日（金）16：00～16：30  
場所：オンライン（ZOOM）  
※お申込みいただいた方に、URL をお送りします。

#### 10. 参加表明

企画提案の意思のある場合は、11月26日（金）16：00（期限厳守）までにメールで参加表明をすること。

担当：澤 y\_sawa@visithkd.or.jp

#### 11. 選定基準

##### （1）業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

##### （2）企画提案の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・効果的な事業内容となっているか。

##### （3）実現性

- ・事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

##### （4）経済合理性

- ・費用対効果が高い提案になっているか。

#### 12. 業務上の留意事項

- （1）企画提案は、1社1提案とする。
- （2）企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （3）提出された企画提案書は返却しない。
- （4）提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- （5）企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- （6）ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- （7）ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- （8）ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

#### 13. 著作権等の取扱

- （1）先行事例の紹介時の写真、成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- （2）成果品および構成素材に係る知的財産等  
ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

#### 14. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

##### （1）提案内容の修正

採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

##### （2）作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

##### （3）再委託等の予定について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。

- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁 9 階 北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人北海道観光振興機構  
AT 推進本部 事業部 TEL 011-206-6951  
澤 康幸 y\_sawa@visithkd.or.jp

以上

## コンソーシアム協定書

## (目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 アドベンチャートラベル人材育成事業（冬のAT スルーガイドセミナー開催事業）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

## (名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 アドベンチャートラベル人材育成事業（冬のAT スルーガイドセミナー開催事業）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

## (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

## (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。

F

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

## (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

## (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

## (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

## (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

## (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和      年      月      日

|     |                         |   |
|-----|-------------------------|---|
| 代表者 | (所在地)<br>(名 称)<br>(代表者) | ⑩ |
| 構成員 | (所在地)<br>(名 称)<br>(代表者) | ⑩ |
| 構成員 | (所在地)<br>(名 称)<br>(代表者) | ⑩ |